

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		下田南
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 7 年 2 月 16 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積 (農業上の利用が行われる農用地等の区域)	8.0ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	8.0ha

(2) 地域農業の現状と課題

当地区では、地区内にある農地が地区外地権者及び高齢者等農作業が困難な農地が増加している。このため、簡易な農作業については、天草こざとこ農事組合が受け手となり、組合の構成員と共同維持活動を行っている。今後は構成員も高齢化が更に進むことから、中心となる経営体を支え、活動できる農地の管理者も共同維持活動に積極的に参加し、地域全体で農地を守っていく仕組みづくりの構築が必要となっている。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方 (作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の主要作物は水稻となっており、米消費量の減少や、米価低迷の状態が続き生産拡大は見込めない状況となっている。このため、地域の担い手が一体となって積極的に共同維持活動に参加することで、生産コストの削減を図る。また併せて、収益性のある園芸野菜の栽培など、新たな農業生産スタイルの導入・検討を進めていく必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

天草こざとこ農事組合への農地集積を基本として、農用地の効率的な利用を図る。

(2) 農用地の集団化 (集約化) に関する目標

担い手が利用する農地面積は8ha (令和6年度時点) 後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める (令和7年度から)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（１）農用地の集積、集団化の取組 農地中間管理機構を活用しながら、担い手への農地集積を進める。
（２）農用中間管理機構の活用方法 管理が出来なくなる可能性がある農地については、農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を集約しながら段階的に集積・集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組 実施済
（４）多様な経営体の確保・育成の取組 市やJAと連携し、地区内外からの多様な経営体を地区内へ呼び込み、天草こざとこ農事組合の構成員等を中心として、地域全体で担い手の育成などの取組を行う。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 農作業の効率化を図るため、可能な簡易作業（法面等の草刈り作業や用水路等の泥上げ作業など）は天草こざとこ農事組合の構成員が共同で、それ以外の作業は原則、地権者等が行うこととし、必要に応じてJA等のサービス事業者（天草町農作業受託組合）へ委託する事で、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設		⑨その他		
【選択した上記の取組内容】									
①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵を設置する。 ⑦地域で耕作が難しい農地は多面的機能支払交付金事業を活用し保全管理に取り組む。 ⑧水路・農道等の共同で管理する農業用施設については、多面的機能支払事業（長寿命化）を活用し、施設の保全管理を図る。									